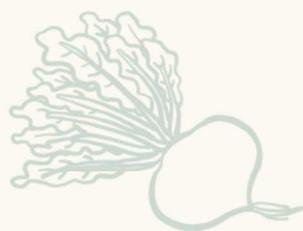


鹿児島県地域公共交通計画



鹿児島県

令和6年3月

目次

第1章	はじめに	1
1-1.	計画策定の背景と目的	1
1-2.	計画の対象区域	1
1-3.	計画の期間	1
第2章	上位・関連計画における公共交通施策の方針	2
2-1.	本計画の位置づけ	2
第3章	鹿児島県における地域の概況	6
3-1.	鹿児島県の地理的状況	6
3-1-1	地勢	6
3-1-2	気候	6
3-1-3	土地利用	7
3-2.	鹿児島県の人口・社会動態	10
3-2-1	人口動態	10
3-2-2	周辺地域への流入・流出傾向	12
3-2-3	人口分布	14
3-2-4	運転免許証の返納状況	20
第4章	移動に関する地域の現状	21
4-1.	県民の移動実態	21
4-1-1	回答状況	21
4-1-2	調査結果	21
4-2.	高校生の移動実態	29
4-2-1	回答状況	29
4-2-2	調査結果	29
4-3.	公共交通利用者の移動実態	41
4-3-1	回答状況	41
4-3-2	調査結果	42
第5章	鹿児島県における公共交通の現状	54
5-1.	公共交通の運行状況・利用状況	54
5-1-1	鉄道	54
5-1-2	航路	57
5-1-3	航空路	58
5-1-4	路線バス	61
5-1-5	コミュニティ交通	67
5-1-6	タクシー	68
5-1-7	その他の輸送資源	71
5-2.	市町村による地域公共交通施策の現状	74
5-2-1	地域公共交通計画の策定状況	74
5-2-2	地域公共交通施策に関する市町村の考え	93

第6章	鹿児島県の地域公共交通の問題点と課題の整理.....	102
6-1.	移動ニーズに関する問題点と課題.....	102
6-1-1	マイカー普及による公共交通利用者の減少からの脱却.....	102
6-1-2	移動ニーズと運行形態の不一致解消.....	103
6-1-3	利便性確保に向けた公共交通の選択と集中・見直しの必要性.....	104
6-2.	地域と交通の連携に関する問題点と課題.....	106
6-2-1	地方公共団体と交通事業者の間で役割分担を明確化.....	106
6-2-2	移動目的や公共交通同士の連携の必要性.....	107
6-2-3	広域・高速交通と二次交通のシームレスなつながりの必要性.....	108
6-2-4	利用者視点を考慮したストレスの無いサービスの提供.....	109
6-3.	地域公共交通の持続可能性に関する問題点と課題.....	110
6-3-1	公共交通の運行に係る収支を改善し、負の連鎖を断ち切る必要性.....	110
6-3-2	運行（航）に係る補助のみならず車両や船舶の更新まで考えた補助制度の検討.....	111
6-3-3	子どもの公共交通利用マインドの醸成.....	112
6-3-4	公共交通のイメージ向上.....	113
6-3-5	公共交通におけるDX化の推進と先進技術の実用化.....	114
6-3-6	公共交通に携わる人材の確保に向けた支援.....	115
6-3-7	持続可能な未来の形成（SDGs）.....	116
第7章	計画の基本的な方針と鹿児島県公共交通の将来像.....	117
7-1.	鹿児島県で目指す地域公共交通の将来像.....	119
7-2.	地域公共交通確保維持事業の必要性.....	123
第8章	実施施策.....	127
8-1.	公共交通の改善による交流・おでかけの活発化.....	128
8-2.	公共交通を含む関係者間の連携・協働による地域経済の活性化.....	131
8-3.	地域旅客運送サービスの持続性向上.....	136
第9章	計画の達成状況の評価.....	142
9-1.	計画の達成状況を評価する数値指標.....	142
9-2.	数値指標の設定根拠.....	144
9-2-1	公共交通の改善による交流・おでかけの活発化.....	144
9-2-2	公共交通を含む関係者間の連携・協働による地域経済の活性化、地域旅客運送サービスの持続性向上.....	147
9-3.	PDCAサイクルによる計画の継続的な改善.....	148
9-4.	計画の推進体制.....	149

第1章 はじめに

1-1. 計画策定の背景と目的

本県は、日本本土の西南部に位置し、広大な面積と長い海岸線、総面積の28%を占める28の離島を有し、桜島をはじめとする多くの火山地帯や、カルデラによって形成された鹿児島湾など、豊かな自然とそれによって形成された環境から、多様な生活風景を持っている。陸路と航路が絡むことから、九州の交易の要所の1つである。

本県の公共交通は、少子高齢化の進展による若年人口・生産年齢人口の減少によって、公共交通の利用者の減少に加え、運行を担う側の人材の減少という問題を抱えており、各事業者は撤退や運行の業務の縮小を迫られている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が与えた影響も甚大であり、収束により生活利用や観光利用での回復の兆しが見られるものの、元の利用者数への回復は困難と見られる状況である。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本県の公共交通に係る現状と今後の課題を整理するとともに、県の実態に合った持続可能な地域公共交通のあり方を示した上で、今後5年間の公共交通のマスタープランとして位置付け、鹿児島県の地域の旅客運送サービスの持続可能性を高めるために策定する。

1-2. 計画の対象区域

本計画は、鹿児島県全域を対象区域とする。

1-3. 計画の期間

本計画は、令和6年4月から令和11年9月末までを計画期間とする。

なお、計画期間内においても、事業・施策の進捗状況や効果を確認し、必要に応じ計画の見直し・修正を図る。また、計画最終年においては評価を総括し、次期計画への見直しを図る。

第2章 上位・関連計画における公共交通施策の方針

2-1. 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である『かごしま未来創造ビジョン（改訂版）』、『第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略』を踏まえながら、本県の地域公共交通政策のマスタープランとして策定するものである。

策定に当たっては、県の関連計画との整合のほか、県内各市町村で策定済み、若しくは策定中の地域公共交通（網形成）計画とも整合を図る必要がある。

各計画における記載内容を以下に抜粋して記載する。

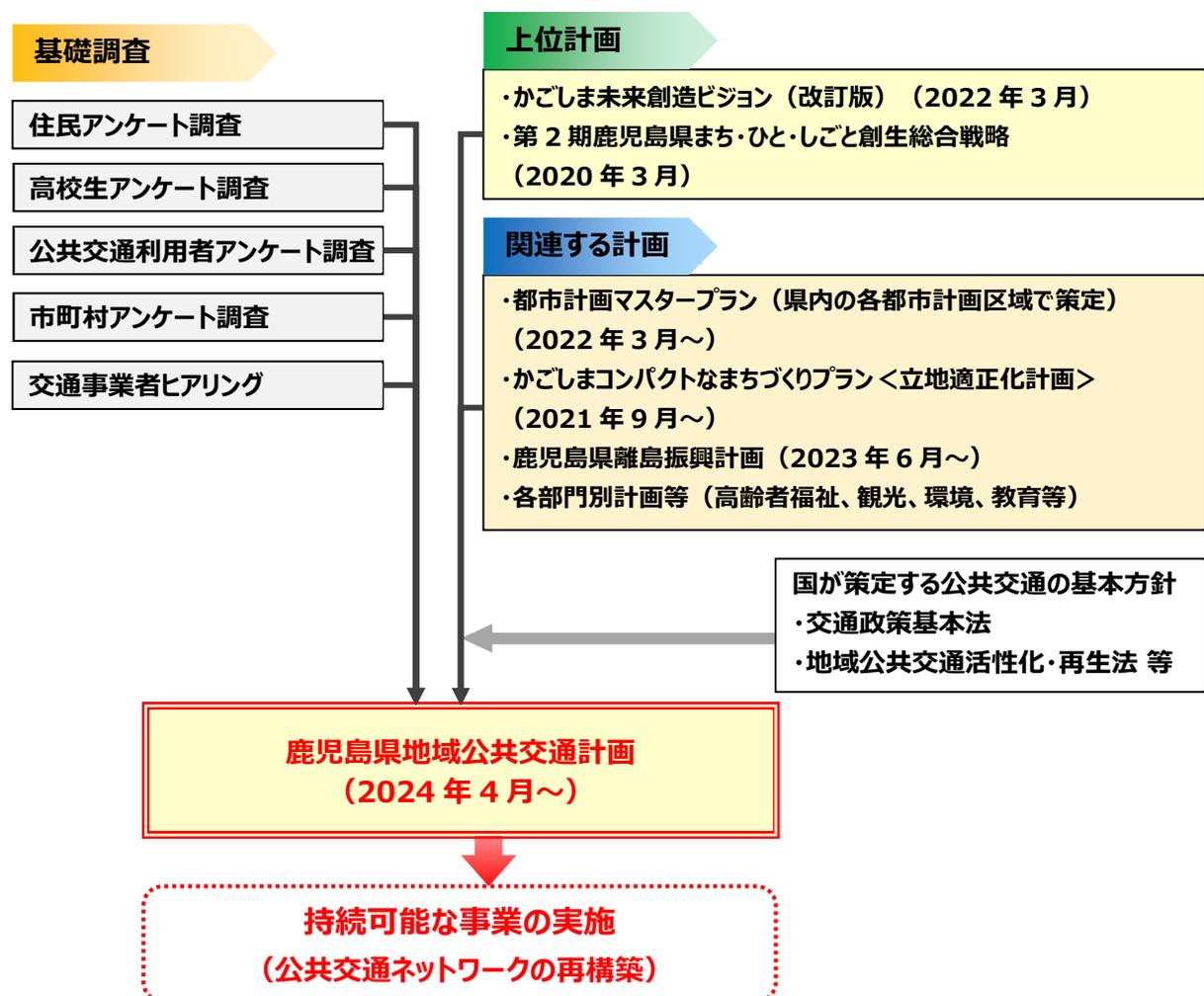


図 2-1 計画の位置づけ

表 2-1 県の上位・関連計画

計画	内容
<p>かごしま未来創造ビジョン (令和 4 年 3 月) p.112,p.117, p.118</p>	<p>第 4 章 施策展開の基本方向 7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造 1 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成 2 施策の基本方向 ⑦生活交通網の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥薩おれんじ鉄道をはじめとした在来線鉄道については、事業者や沿線自治体と連携した利用促進や、国や事業者に対する要望活動に取り組み、維持・存続を図ります。 ・バス交通については、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等を支援するとともに、事業者や地元自治体と連携して、生産性向上や、新たなモビリティサービスとして I o T や A I など新技術の進展等に考慮した運行形態導入の促進に取り組み維持・確保を図ります。 ・事業者や地元自治体と連携し、鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化など利用者の利便性の向上に取り組み、全ての人々が安全で快適に利用できる公共交通機関の実現に努めます。 <p>2 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり 2 施策の基本方向 ②活力あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園・下水道などの都市基盤整備や市街地の整備に当たっては、土地利用と整合性をとりながら、機能的な都市活動を確保した環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを推進します。 ・居住や都市機能の集積により、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上など地域経済の活性化、行政サービスの効率化等を目指します。 ・都市全体の構造を踏まえ、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を促進します。 ・都市機能が集積した鹿児島市や、地域の中核となる 10 万都市と他地域との連携を促進することにより、県全体の活性化や県民の利便性の向上を図ります。
<p>第 2 期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 2 年 3 月) p.70, p.71</p>	<p>II 取組の方向と具体的な施策 基本目標 3 「まち」をつくる ◆ 時代に合った、安心・安全で活力ある地域づくり 具体的な施策 ③地域間連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能の確保を目指す定住自立圏や、地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指す連携中枢都市圏の形成に向けた取組を支援するとともに、各圏域における取組内容の充実に向けた支援を行う。 ・肥薩おれんじ鉄道の利用促進を図るため、沿線の魅力を紹介する各種イベントの開催や観光列車の P R 等の誘客対策を支援する。 ・人口減少・高齢化が進んでいる肥薩おれんじ鉄道沿線地域において、住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、同鉄道の基盤設備の維持に要する経費を支援する。 ・地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保・維持するため、広域的・幹線的なバス路線の運行等を支援する。 ・人口減少・高齢化が進んでいる過疎地域等において、住民の日常生活に必要な交

計画	内容
	<p>通手段を確保するため、市町村が地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バスの運行等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資するため、離島航路事業者の運航費や船舶建造費等を支援する。 ・地域住民の生活に不可欠な離島航空路線の維持を図るため、一定の要件に該当する離島航空路線の運航費や航空機購入費を、国と協調して支援を行う。 ・在来線鉄道の利活用を図るため、在来線鉄道を利用して、食や温泉など県内各地の「鹿児島のウェルネス」を体験する旅行商品の造成を支援する。
<p>鹿児島県離島振興計画 (令和5年6月) p.7</p>	<p>離島振興の基本的方針 4. 離島地域の振興方針 (1) 各分野別の基本的な振興方針 交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化や住民生活の利便性の向上はもとより、国内外からの観光客誘致等による交流人口の拡大や定住の促進を図るため、安全で利用しやすい港湾・空港・道路・橋梁等の整備や島内交通網の維持・充実とともに、航路・航空路の維持・改善に努めます。 ・高速船（ジェットフォイル）の更新については、関係機関等から情報収集を行いながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。
<p>鹿児島県環境基本計画 (令和3年3月) p.64, p79</p>	<p>第4章 方策の展開 7 大気環境の保全 (2) 方策 ③自動車排出ガス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備など、地域の状況に応じた交通流対策に努めます。 ・トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など物流の効率化を促進します。 ・公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 ・自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど監視を継続します。 ・市町村や関係団体とも連携して、エコドライブを推進するなど県民の自主的活動による取組を促進します。 ・公的機関における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。 また、県の公用車の更新の際は、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入に努めます。 ・市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。 ・ノーマイカーデー、エコ通勤等の公共交通機関や自転車の利用促進、アイドリングストップやエコドライブの啓発に努めるとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車への転換を促進します。 ・バス交通サービスの充実や在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通機関の利用を促進します。 ・長距離物流の効率化及び地球温暖化防止の観点から、陸上トラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトを促進します。

計画	内容
<p>鹿児島すこやか 長寿プラン 2021</p> <p>(令和3年3月) p.172, 173, 174</p>	<p>第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保 第1節 高齢者の住みよいまちづくり 1 福祉のまちづくりの推進 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりの普及啓発、ボランティア活動の推進、福祉教育の充実及び学習機会の提供等により、ソフト面のバリアフリー化を促進します。 ・道路、公園などの公共的施設を、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、条例の整備基準等に適合した県有施設、市町村有施設、民間施設の整備に努めます。 ・高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化の促進に努めます。 ・高齢者や障害者等の歩行の困難な方が公共的施設等を使用しやすくなるよう、県内共通の利用証を発行し、必要な方のための駐車スペースを確保する鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の普及啓発に努めます。 <p>2 交通手段の確保 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の支援制度の活用により、地域住民の生活に必要な広域的・幹線的バス路線等を支援するとともに、市町村によるコミュニティバスやデマンド型交通などの新たな輸送形態の導入について、地域公共交通会議の場等を活用し促進するなど、関係者と連携を図りながら、地域のニーズに応じた地域公共交通体系の確保に努めます。 ・福祉有償運送について、市町村や福祉有償運送を検討する NPO 法人等から運営協議会の設置及び運営に関する相談等があった場合には、運営協議会の設立、開催が円滑に進むよう助言を行います。 <p>第2節 高齢者の安全な暮らしづくり 1 交通事故防止対策等の推進 (1) 交通事故防止対策の推進 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参加・体験・実践型」交通安全教育の推進 交通安全教育車「さわやか号」の活用、安全運転サポート車の体験試乗、ナイトスクール等の参加・体験・実践型の安全教育を推進します。 ・高齢者の保護誘導活動の強化 夜光反射材等の交通安全用品の普及促進活動、高齢者家庭を訪問しての個別指導の実施及び街頭における保護誘導活動を強化するとともに、一般運転者の交通マナーの向上を図ります。 ・運転免許がなくても安心して暮らせる環境の整備 運転免許自主返納に係る支援の拡充、コミュニティバス等の移動手段の確保や利便性の向上等、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。